

公益社団法人宮城県獣医師会の講師手当に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という。）の主催した講習会、講演会等の講師、パネラーについて、その者の学識、経験、社会的地位等を考慮し、別表（講師手当）のとおりを支給する。

講 師 手 当

(単位：円)

号	区 分	1時間あたりに支払い基準
第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学教授 ・ 開業獣医師 ・ 民間会社の取締役以上の役員 ・ 民間又は民間団体（NPO）の有識者（中央及び複数の都道府県にまたがって活躍） ・ 弁護士・公認会計士（資格取得後の経験年数が概ね10年以上） 	15,000
第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学准教授 ・ 勤務獣医師 ・ 民間会社の本部長及び営業所長クラスの社員 ・ 民間又は民間団体（NPO）の有識者（主に年内で活躍） ・ 弁護士・公認会計士（資格取得後の経験年数が概ね10年未満） 	14,000
第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学講師 ・ 民間会社の本部長及び営業所長クラス未満の社員 ・ 民間又は民間団体（NPOを含む）の構成員（1・2以外） 	13,000
<p>注 ①講義時間が1時間に満たないときは1時間に切り上げ、1時間を超える地域は、端数を30分単位で切り上げ（30分以内の端数は30分、30分を超える端数は1時間）とする。</p> <p>②30分単位の支給額は、1時間あたりの額の2分の1とする。</p> <p>③内部講師（会員）については、職務の一環として対応されるよう依頼の際に要請し、原則として、（旅費のみ支給し）講師手当は支給しない。</p> <p>④宮城県職員及びの官公庁職員（外郭団体を含む）については、職務の一環として対応されるよう依頼の際に要請し、原則として（旅費のみ支給し）講師手当は支給しない。</p> <p>⑤遠隔地から講師を招へいする場合は、その片道距離（起点は旅費規程による）に応じて「1時間当たりの支払基準額」を次のとおり割り増しを行う。 150kmを超え300km未満（盛岡・八戸・宇都宮・会津若松など）・・・2割増し 300km以上（東京・大宮・青森・秋田など）・・・5割増し</p>		